

令和4年度児童死亡事案検証結果報告書
(富田林市事案)

令和5年1月

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童虐待事例等点検・検証専門部会

報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いがなされます
ようお願いします。

目 次

はじめに	2
I 事案の概要	
1 事案の経過	3
2 家族構成	3
3 事案の経過と、市関係課とセンターの主な対応	4
II 検証の目的及び方法	
1 検証の目的	9
2 検証の方法	9
III 対応上の問題点・課題	
1 アセスメントと対応における課題	10
2 要対協における関係機関との連携、重症度の変更について	15
3 富田林市の組織・体制、人材育成における課題	16
IV 再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～	
1 状況変化に応じた適切なアセスメントを行うための取組	17
2 要対協における適切なアセスメントやプラン検討のための取組	19
3 市町村における児童虐待対応の専門性の向上と体制の充実・強化	20
V 国への提言	22
VI 参考資料	
1 大阪府富田林子ども家庭センターについて	23
2 富田林市の組織及び要保護児童対策地域協議会調整機関について	27
3 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部 会運営要綱	29
4 審議経過	30
5 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部 会委員名簿	30

はじめに

令和4年6月に発生した、富田林市における2歳女児の死亡事案について、父方祖母（以下、「祖母」とする。）と祖母の交際相手が保護責任者遺棄の容疑で逮捕された。同年7月、祖母と交際相手は逮捕監禁の容疑で再逮捕され、同年8月に保護責任者遺棄致死と逮捕監禁の罪で起訴された。

平成29年4月施行の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の専門職配置及び研修の受講が義務づけられ、あわせて市町村子ども家庭総合支援拠点の整備に努力義務が課される等、市町村児童家庭相談体制強化がすすめられている。

また、母子保健法の改正により、市町村は妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センター設置の努力義務が課され、国・地方公共団体は母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきと明確化された。

さらに令和6年4月施行の児童福祉法、母子保健法の改正により、市町村は子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援機能を有する「こども家庭センター」設置の努力義務が課されるなど、市町村においてさらなる児童虐待への対策強化が図られることとなった。

このように市町村における相談支援体制の強化や関係機関の連携の強化が図られつつある状況下において、本事案が、府子ども家庭センター（児童相談所）、市の児童福祉主管課及び母子保健主管課等の行政機関の関与がある中で起きたことは残念でならない。

本専門部会では、幼くして命を絶たれてしまった子どもの無念さを念頭に、なぜ死亡に至る事態が起こったのか、死亡に至るまでに行政機関にできたことは何だったのか等の分析を行った。家庭の状況の詳細等、当時関わっていた関係機関だけでは把握しきれない部分があり、検証を進めることに困難が伴う中、それぞれの関係機関の対応経過の確認やヒアリング等を通じ、出来る限り事実経過を明らかにし、対応・支援のあり方等の課題を整理するとともに、具体的な再発防止策について議論を重ねた。

事案の事実関係の把握のため、ヒアリングにご協力いただいた富田林市の関係課、関係機関の方々には、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

なお、検証にあたっては、事案の背景となる家族状況等も含めた事実経過について詳細にヒアリングを行い、踏み込んだ議論の上、事案の分析・検証を行ったが、本報告書においては、当事者のプライバシー保護の観点から、記載内容について制約せざるを得ない部分があったことをお断りしておく。

大阪府及び関係機関におかれては、本報告書に示した再発防止に向けた取組について、早期かつ着実な実現に向けて努力されることを切に望むものである。

令和5年1月

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童虐待事例等点検・検証専門部会

I 事案の概要

1 事案の経過

令和4年6月29日、2歳女児（以下、「本児」とする。）が、富田林市内の自宅において熱中症のため死亡した。自宅に本児を放置し外出したとして、同年6月30日、祖母とその交際相手が保護責任者遺棄の容疑で逮捕、同年7月1日に送検された。6月24日から27日にかけて計約57時間、本児の両手両足を粘着テープで縛ってベビーサークル内に閉じ込めたとして、同年7月20日に逮捕監禁の容疑で再逮捕、同年8月8日に逮捕監禁致死の容疑で追送検された。6月27日から29日にかけて食事や水分補給、室温の管理をせずに熱中症で死亡させたとして、同年8月10日に保護責任者遺棄致死と逮捕監禁の罪で起訴された。

本事案については、令和2年6月8日、大阪府富田林子ども家庭センター（以下、「センター」とする。）が医療機関より虐待通告受理。入浴中、祖母が目を離した間に本児が溺れ、一時心肺停止状態になったとの内容。センターは、調査の結果、安全配慮不足の事故と判断し、継続的な指導を行った。

令和2年10月、富田林市への事案送致以降は市が主担当として支援を継続し、要保護児童対策地域協議会（以下、「要对協」とする。）の会議にはセンターも出席、情報共有を行っていた。

2 家族構成（年齢は、事案が発生した令和4年6月29日時点）

祖母	46歳
本児	2歳11か月（親権者は父）
祖母の実子	2人

祖母の交際相手 50歳

※ 本報告書における用語の定義について

アセスメントとリスクアセスメント

- ・アセスメント：子どもや家族等について、事実関係を整理するための調査等を実施し、当該調査等の結果（情報）を分析し見解をまとめたもの（リスクアセスメントを含む）。
- ・リスクアセスメント：リスク要因がある家庭を把握するためのアセスメント。
虐待に至るおそれのある要因や、虐待のリスクとして留意すべき点を中心に行う。

※ 富田林市要对協実務者会議について（事案発生当時）

・新規受理会議（月1回）

通告受理したケースについて、台帳登載の要否、虐待種別、重症度、主担当、支援方針の協議を行う。

状況の変化があったケースについて報告し、支援方針の見直し等を行う。

・進行管理会議（年3回 3月、7月、12月）

要保護児童について、全ケースの支援状況を報告し、種別、重症度、主担当機関の確認、支援方針の見直し等について協議する。

要支援児童については3月の会議において支援方針等の見直しについて協議する。

3 事案の経過と、市関係課とセンターの主な対応

日時	経過
H31. 2. 13	市要对協（新規受理会議）。父母が若年であり、妊娠中から出生後の養育に向けた支援を要するため、市こども未来室（以下、「こども未来室」とする。）と市健康づくり推進課（以下、「健康づくり推進課」とする。）が特定妊婦として支援開始。主担当：こども未来室
R1. 7. 12	本児出生。
同日	市要对協（新規受理会議）。ネグレクト：中度、主担当：こども未来室
R2. 1. 16	こども未来室が家庭訪問。父、本児が在宅。養育支援のため保育所入所を勧奨。
R2. 1. 17	健康づくり推進課が家庭訪問。父、本児が在宅。4か月児健診未受診のため受診を勧奨。
R2. 1. 27	こども未来室が、祖母と父から、父母が離婚し、父が親権者となり、本児は富田林市内の祖母宅で生活を始めたことを聴取。
R2. 1. 30	父がこども未来室に連絡。父は「祖母から、本児を里親に育ててもらうため児童相談所へ行く、と言われた」と話す。
同日	こども未来室が祖母に連絡。祖母は「本児に情はある。父には、父親になった以上育てていく覚悟はしっかり持ってほしい。里親に心から預けたいと思っているわけではない」と話す。
R2. 2. 3	父、祖母、本児がこども未来室に来庁。父と祖母は「本児は祖母宅で生活する、父は祖母宅で同居しない」と話す。本児の保育所入所申請。
R2. 2. 4	祖母と本児が健康づくり推進課に来庁。約束健診（4か月児健診の代替）を受ける。
R2. 2. 10	市要对協（新規受理会議）。ネグレクト・心理的虐待：中度、主担当：こども未来室
R2. 2. 17	祖母が健康づくり推進課に連絡。本児の発達が心配とのことで発達相談を予約。
R2. 3. 11	祖母からの依頼を受け、こども未来室が、A保育所とB保育所（家の近く）の空き状況について確認し、祖母に連絡。A保育所の空きはあるが、B保育所には空きがないことを祖母に伝える。
同日	父がこども未来室に連絡。父は「祖母は何か言うと、本児を児童相談所につれて行く、と言ってくる。孫より実子の方が可愛い、と言う」と話す。
R2. 3. 17	健康づくり推進課にて本児の発達相談を実施。発達は月齢相応。保育所で同じ大人が関わることで、より情緒面の安定が見込まれることを助言。
R2. 6. 2	祖母がこども未来室に来庁。本児について、B保育所の一時保育利用の意向を聴取。
R2. 6. 8	センターが医療機関より虐待通告受理。入浴中に祖母が目を離した間に本児が溺れて一時心肺停止になり、救急搬送されて入院中との内容。
R2. 6. 9	センターがこども未来室に連絡。本児、本家庭について調査を実施。
同日	センターが警察に連絡。本児の溺水について、警察は事故と判断していると聴取。
同日	センターとこども未来室が医療機関を訪問し、搬送時の様子、本児の容態は回復して後遺症がないこと、入院中の家族、本児の様子等について聴取。
同日	センターが祖母、父と面接。溺水の経過等について聴取。センターより、溺水は重大な出来事であり、本児の安全が守られていないと判断する場合は一時保護することを伝え、再発防止の取組を考えるよう指導。
R2. 6. 10	本児、退院。
同日	こども未来室がセンターに連絡。こども未来室は、一時保護の検討が必要だったのではないかと考え、センターへ事案送致したいと伝える。センターは、事案送致を受理し、市と協働対応の上支援していきたいと伝える。
R2. 6. 12	センターとこども未来室が家庭訪問。祖母、本児と面接。浴槽を確認するなど、溺水に至った状

	況を確認。あわせて、窓のチャイルドロック等、家庭内の事故予防について指導。
R2. 6. 15	センターがこども未来室に連絡。本児の保育所入所が決まるまで、週1回はセンターや関係機関による家庭訪問を実施したい旨伝え、調整することとなる。
R2. 6. 17	健康づくり推進課が家庭訪問。家庭内の安全配慮の工夫について助言。
R2. 6. 19	センターが主担当として関わっていくため、こども未来室より事案送致受理。
同日	祖母がこども未来室に来庁。本児の保育所入所申請。
R2. 6. 24	祖母がこども未来室に連絡。祖母は、6月23日に保育所入所が決定したこと、「孫より実子がかわいい」「ずっと一緒にイライラしてしんどかった」等と話す。
同日	C保育所がこども未来室に連絡。こども未来室より、本児が溺水した経過等を説明。
R2. 7. 1	本児がC保育所入所。
R2. 7. 10	センターが家庭訪問。事故予防のための改善状況を確認。
同日	センターがこども未来室に連絡。家庭訪問時の様子を伝え、関係機関による週1回の家庭訪問は終了し、保育所でのモニタリングを中心に状況把握していくことを確認。
R2. 7. 13	市要对協（進行管理会議）。心理的虐待：中度・ネグレクト：最重度、主担当：センター
R2. 7. 14	C保育所がこども未来室に連絡。C保育所は「祖母から、15日から17日は父が送迎すると連絡があった。その間の本児の生活場所が不安」と報告。
R2. 7. 17	C保育所がこども未来室に来庁。登園状況について、16日、17日は欠席したと報告。
R2. 7. 21	こども未来室が祖母に連絡。15日から17日は、本児を父に預けて親族宅へ行っていたと聴取。
R2. 7. 29	祖母がこども未来室に来庁。祖母は「旅行に行っていた。その間、父が本児をみていた」と話す。
R2. 8. 17	こども未来室がセンターに連絡。C保育所からこども未来室への「今日から1週間本児を休ませ、父が本児をみる」との連絡を共有。市から祖母に連絡し状況確認することとなる。
同日	健康づくり推進課が祖母に連絡。後期健診の代わりに9月15日の約束健診を実施することとなる。祖母から、18日から22日まで、本児、父、祖母で旅行の予定であると聴取。
同日	健康づくり推進課がこども未来室に連絡。祖母から聴取した内容等を情報共有。
R2. 8. 18	こども未来室がセンターに連絡。前日の祖母とのやりとりを情報共有。
R2. 8. 26	センターが祖母と面接。本児の養育状況の確認。祖母は「本児のことはこども未来室や健康づくり推進課に相談できている」と話す。
R2. 9. 15	祖母が健康づくり推進課に連絡。約束健診の日程変更の相談。
R2. 10. 26	センターが祖母と面接。本児が歩き始めていることを聴取し、安全配慮について指導。親族の協力、父と本児の交流状況、祖母の交際相手等について聴取。
R2. 10. 27	センターがこども未来室に連絡。事案送致について協議。 この間、安全配慮不足による重大な出来事は起きていないこと、本児が保育所に入所し、日常的なモニタリング体制が確保できたこと、親族による養育支援が受けられることを確認した結果、現状において重症度は中度に該当する状況にあり、事案送致が適当と判断したもの。
R2. 10. 28	こども未来室がセンターに連絡。 同日付でセンターから市に事案送致することになる。
R2. 11. 10	市要对協（新規受理会議）。事案送致により、本児について主担当をセンターからこども未来室に変更したことを確認。
R2. 11. 11	C保育所が本児の頬の痣を確認。祖母は痣の理由について「自宅の机で打った」と話す。
R2. 12. 1	C保育所がこども未来室に連絡。欠席が多く心配という内容。
R2. 12. 3	こども未来室が祖母に連絡。近況を聴取。

R2. 12. 7	こども未来室が祖母に連絡。祖母は「家族が新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」とする。）感染の可能性があり欠席する」と話す。
R2. 12. 8	市要对協（進行管理会議）。重症度を最重度から中度へ変更。心理的虐待・ネグレクト：中度、主担当：こども未来室
R2. 12. 15	C 保育所がこども未来室に連絡。14 日から登園していること、太ももの外側に擦過傷あり、祖母は「欠席の間に遊びに行った先のすべり台で受傷した」と話したと報告。
R2. 12. 17	C 保育所がこども未来室に 15 日に報告した怪我の写真を提出。
R2. 12. 24	C 保育所がこども未来室に来庁。祖母から欠席連絡はあるが、欠席が多いと報告。
R3. 1. 19	C 保育所がこども未来室に連絡。緊急事態宣言中、祖母の仕事が休みの日は欠席になると報告。
R3. 1. 26	C 保育所がこども未来室に来庁。登所時、祖母から「左足内側に水膨れのようなものがある」との話があり、左足に加え、右太もも裏、右ふくらはぎに傷、右臀部に水膨れのようなものを確認したと報告。お迎えの時に保育所が祖母に理由を確認することとした。
R3. 1. 27	C 保育所がこども未来室に連絡。祖母は怪我の理由について「祖母が見ていないときの怪我なので、わからない」「よく転ぶ」と話したと報告。
同日	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。本児の怪我について情報共有。1 歳 7 か月児健診時に歩行の様子を確認することとなる。
R3. 1. 30	C 保育所が本児の頬に痣を確認。祖母は痣の理由について「壁にぶつかってできた」と話す。
R3. 3. 3	祖母がこども未来室に来庁。祖母は、本児と祖母の実子の発達の違いについて話す。
同日	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。祖母の話について情報共有。
R3. 3. 4	健康づくり推進課にて本児の 1 歳 7 か月児健診と発達相談を実施。低身長のため 9 月に再診予定。祖母から本児の発達を心配する話があり、助言。また祖母は「保育所をやめることも考えている」と話し、保育所継続について助言。歩行は年齢相応の発達。
R3. 3. 5	健康づくり推進課がこども未来室に連絡。前日の健診と相談の内容を報告。
同日	こども未来室が C 保育所に連絡。健診、相談の内容を報告。
R3. 3. 8	市要对協（進行管理会議）。11 月以降、保育所から怪我の報告が 3 回あり、怪我が続いているため、安全配慮不足との判断であっても指導が必要と確認。心理的虐待・ネグレクト：中度、主担当：こども未来室。こども未来室において、次に怪我を発見した時は指導することを確認。
R3. 5. 17	C 保育所がこども未来室に連絡。欠席の連絡はあるが、5 月は一度も登園していないと報告。
R3. 5. 19	こども未来室が祖母の実子の通う幼稚園に連絡。実子はほぼ登園していることを確認。
R3. 5. 26	C 保育所がこども未来室に連絡。17 日以降、欠席連絡なく休んでいるとの報告。
R3. 5. 27	こども未来室が祖母に連絡。家庭訪問を含めて本児に会いたいと伝える。祖母からは、親族が自宅に来ていること、祖母の体調不良の話があり訪問できず。本児の生活状況としてはよく泣くこと、送迎の負担や祖母の就労日数から保育所を退所して一時保育を利用することも考えているとの話がある。本児にとっては保育所で集団生活を体験するほうがよいと助言。
同日	こども未来室が C 保育所に連絡。祖母から聴取した内容を共有。保育所より、所属がなくなることによってリスクが高まるのではないかとのこと。
同日	こども未来室において協議。保育所入所継続について祖母と話すこと、退所の場合は家庭訪問や来庁等の方法により月 1 回の面談、週 3 回の一時保育利用等を祖母に提示する方針とする。
R3. 5. 28	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。祖母から聴取した内容を共有し、健康づくり推進課も祖母へ保育所を継続するように話をして欲しいと依頼。
R3. 6. 14	C 保育所がこども未来室に来庁。保育所が祖母に連絡したところ、祖母は「緊急事態宣言発令中の 6 月 20 日まで欠席する」と話したと報告。

同日	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。5月・6月は登園しておらず、今後、本児の安全確認を含めた対応の検討が必要であることを確認。
R3.6.18	こども未来室において協議。まずは保育所入所継続を勧めるが、退所となれば、定期的に市が本児に会うことを祖母に確認する方針とする。
同日	こども未来室が祖母に連絡。祖母の体調が悪いこと、親族が本児を預かってくれるときもあるため保育所は退所したい、退所により本児との時間が増え愛情を注ぐことができると聴取。家庭訪問で本児と会いたいと伝えたところ、6月24日に本児を連れて来庁すること。
同日	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。情報共有と今後の健診時に本児の安全確認を依頼。
R3.6.24	祖母と本児がこども未来室に来庁。本児の左腕に複数の切り傷があり、祖母は「段ボールで作ったおもちゃで遊んでできた傷」と話す。また、親族が手伝いに来てくれていること、週3回は一時保育の利用を考えていることを聴取。集団生活の経験は本児の成長のためにも良いこと、また、定期的に最低でも2か月に1回は本児に会わせてほしいと伝え、祖母も了承。
同日	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。祖母との面接内容を情報共有。
R3.6.25	こども未来室がC保育所に連絡。祖母との面接内容を報告。
R3.6.28	C保育所がこども未来室に連絡。祖母から連絡があり、保育所退所について聴取したと報告。
R3.6.30	本児、保育所退所。
R3.7.1	健康づくり推進課が祖母に連絡。登園時間や保護者会参加が負担だったため保育所を退所したと聴取。祖母の希望を受け、8月11日に発達相談を予約。
同日	健康づくり推進課がこども未来室に連絡。祖母からの聴取内容を情報共有。
R3.7～	「ママサポとっぴーず」による家庭訪問を開始。 ※ママサポとっぴーず：0～2歳児までの保育所などの所属のない子どもがいる家庭を、保育士が定期的に訪問し、園庭開放などの子育て支援に関する情報提供等を行う市の事業。
R3.7.12	市要对協（進行管理会議）。保育所退所について共有し、市が定期的な安全確認をしていくことを確認。心理的虐待・ネグレクト：中度、主担当：こども未来室
R3.8.11	健康づくり推進課にて本児の発達相談を実施。本児は、困った場面で祖母にしがみつ、祖母に褒められると嬉しそうにするなどの様子が見られる。発達検査の結果、児童発達支援事業所を9月2日に見学することを約束。本児の膝に4cm程度の肉芽形成した怪我がみられ、祖母は「6月に転倒してできた傷を掻いてできた」と話す。
同日	健康づくり推進課がこども未来室に連絡。発達相談時の内容等報告。こども未来室は報告内容から祖母との愛着形成ができつつあると捉えた。
R3.9.2	こども未来室と祖母、本児で児童発達支援事業所を見学した後、祖母が市障害福祉課にて児童発達支援事業所の利用申請。
R3.9.21	健康づくり推進課にて約束健診の予定だったが来所せず。
R3.9.22	祖母が健康づくり推進課に連絡。約束健診の日程を間違えていたとのこと。10月に再予約。
R3.10.6	こども未来室が祖母に連絡。児童発達支援事業所に通うための受給者証発行について確認、11月1日から通所予定であることを聴取。
同日	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。児童発達支援事業所利用を開始する予定だが、利用頻度が少ない可能性もあり、引き続き定期的な様子伺いや本児の安全確認の必要性について共有。
R3.10.14	祖母がこども未来室に来庁。児童発達支援事業所は週2、3回利用し、一時保育も利用する予定であること、児童発達支援事業所通所のために弁当を作るのが大変であると聴取。
R3.10.18	祖母、本児がこども未来室に来庁。児童発達支援事業所で面接し、利用申請したとの報告。
R3.10.19	健康づくり推進課にて約束健診を実施。低身長のため病院受診の紹介状を発行し、祖母に本児の

	受診を勧奨。11月から児童発達支援事業所の利用予定であると聴取。右目下の頬に薄い痣あり、祖母は「よくふらつくからどこかでぶつけた」と話す。
R3. 11. 5	こども未来室が児童発達支援事業所に連絡。祖母から児童発達支援事業所に連絡あり、祖母が10月末に大怪我をしたため、本児は親族宅に預けているとのこと。通所はできていないと聴取。
R3. 11. 24	こども未来室が祖母に連絡。祖母は「(祖母自身が)大怪我をして、本児を親族宅に預けている。11月末から通所させる予定」と話す。
R3. 11. 29	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。児童発達支援事業所に通所できていないことや、2歳6か月児歯科健診は1月20日であることを共有。
R3. 12. 13	市要对協(進行管理会議)。安全配慮不足による重大な出来事は起こっておらず、児童発達支援事業所に通所開始予定であることを共有し、要保護児童から要支援児童に変更。主担当:こども未来室
R4. 1. 12	こども未来室が祖母に連絡。弁当が用意できないため、通所開始していないと聴取。
R4. 1. 20	2歳6か月児歯科健診に来所せず。健康づくり推進課が2月24日の健診を案内。
R4. 2. 15	祖母、本児がこども未来室に来庁。祖母より、コロナ感染予防のため外出を控えていると聴取。本児の両目下に赤みがあり、祖母は「よそ見をして歩いたときにぶつけた」と話す。児童発達支援事業所に通所するように助言。
R4. 2. 18	「ママサボとっぴーず」による家庭訪問。祖母が「このままずっと自分がみる訳にもいかないの、本児を里子に出すことも考えている」と話す。
R4. 2. 24	2歳6か月児歯科健診に来所せず。健康づくり推進課は3月10日の健診を再度案内。
R4. 3. 7	市要对協(進行管理会議)。祖母に、児童発達支援事業所への通所や、発達についての相談支援をすすめることを確認。要支援、主担当:こども未来室。
R4. 3. 10	2歳6か月児歯科健診に来所せず。健康づくり推進課は4月21日の健診を再度案内。
R4. 4. 21	祖母が健康づくり推進課に連絡。2歳6か月児歯科健診の確認のため。祖母は「(祖母自身が)精神的にしんどく児童発達支援事業所へ通所できていない、本児の発達のことで養育負担が大きい、施設入所も検討している」と話す。
同日	健康づくり推進課にて2歳6か月児歯科健診を実施。児童発達支援事業所への通所を助言。祖母が本児の養育負担について話すため、同月26日にこども未来室が祖母と面談する調整を行う。
R4. 4. 26	祖母がこども未来室に来庁。祖母は「本児の養育の負担が大きく、実子に我慢させているのではないか。本児の施設入所も考えている」と話す。こども未来室は、保育所の再入所や、児童発達支援センターの通所を再提案し、ショートステイ利用について説明。また、施設入所の場合、親権者である父の同意とセンターへの相談が必要であることを説明。祖母は「いつまで頑張れるかわからないが、もう少し頑張ってみる」と話す。
R4. 4. 27	こども未来室が健康づくり推進課に連絡。祖母との面接内容を報告。健康づくり推進課より、祖母へ児童発達支援事業所通所の再提案、発達相談の結果により通所先を再検討することとなる。
R4. 6. 15	祖母と父、本児が健康づくり推進課に来庁。発達検査実施。祖母、父ともに児童発達支援センター通所を希望。
R4. 6. 16	健康づくり推進課が祖母に連絡。弁当が必要なく、送迎バスのある児童発達支援センターを新たに紹介し、同月30日に見学を約束。
R4. 6. 29	健康づくり推進課が祖母に連絡。親族の体調が悪い為、見学をキャンセルしたいとのこと。
同日	自宅で倒れていた本児が救急搬送され、死亡が確認される。

II 検証の目的及び方法

1 検証の目的

本検証は、虐待により死亡した児童及び家族の状況や、児童が死亡に至った経緯、関係機関の関与状況等について事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行うものであり、関係者の処罰を目的としない。

2 検証の方法

本事案の検証にあたっては、以下の資料確認及びヒアリング等を実施し、具体的かつ詳細な事実確認を行った。

- ・富田林市、センターの本事案に関する対応及び支援経過、各機関の組織体制、要対協の運営状況等の資料確認
- ・富田林市職員へのヒアリング
- ・保育所職員へのヒアリング
- ・センター職員へのヒアリング

上記の事実確認を踏まえ、センター及び市等関係機関の対応の課題・問題点を整理した。

ただし、本事案については、逮捕・起訴された祖母、祖母の交際相手の公判が今後開始される予定であることから、当該公判で明らかになる事実を含んでおらず、現時点の情報による検証であることを断っておく。

Ⅲ 対応上の問題点・課題

【本事案の対応上の問題点・課題の概要】

本児については、生後6か月時から祖母が養育することとなり、関係機関は保育所の手続きを進めるなど、祖母の養育支援を開始した。その中で溺水という重大な事態が起こったが、祖母の養育負担が大きく安全配慮不足による事故とアセスメントされた。その後、事案が発生する2歳11か月まで、祖母の養育負担軽減と、本児の安全確認、発達保障のための所属の確保を基本的な方針として関係機関による支援が継続された。

しかしながら、支援の経過において本児の養育環境や祖母について改めてアセスメントすべきタイミングがいくつかあり、その時に再アセスメントしていれば、安全配慮不足以外のリスクや本児への養育意欲の低下等についても検討し、支援方針の転換を図ることができたのではないかと考えられる。

加えて、祖母が養育を始めた後に本児の身長・体重の伸びが鈍化していること等、客観的情報がアセスメントに反映されていれば、養育状況を再アセスメントすることにつながったのではないかと考えられる。

また、祖母は関係機関の関わりに拒否的でなく、関係機関は支援により本児の養育は可能と捉えていたが、一方で、客観的情報等により実際の養育状況についてのアセスメントが必要だった。

このような状況において、本児を見守るときに着目すべきリスクは曖昧となり、心配な情報が入ったときの再アセスメントや祖母への指導や支援等、必要な対応ができていなかった。

さらに、本児の発達への不安や育てにくさを感じ、保育所退所以降しんどさを感じている祖母には、通所先の確保に加え、福祉と母子保健による養育負担軽減のための支援が必要だったのではないかと考えられる。

要対協については、本事案について個別ケース検討会議が開催されていないこと、実務者会議においては、状況変化に応じたプランの検討や重症度を下げる判断等について課題があった。

1 アセスメントと対応における課題

(1) 主な経過と、それぞれの時期におけるアセスメントと対応の課題

〈令和2年1月〉

○祖母が本児を養育することとなったときに、丁寧なアセスメントが必要だったのではないかと考えられる

- ・令和2年1月、父母の離婚により本児の親権者は父となったが、父一人での養育は困難なため、父とは別に暮らす祖母宅で養育されることとなった。祖母は父に、本児を里親に預ける話もしていたが、祖母としては、父に父親としての自覚を持って欲しいための発言だったとのこと。
- ・こども未来室は、祖母から、本児が祖母宅で祖母の実子らとともに生活を始めることを聴取し、その後、一時保育の利用状況の確認や保育所入所の支援を開始した。

⇒・祖母が本児を養育することとなったときに、祖母による実子の養育状況、本児が祖母宅で養育されることになった経過や祖母の言動等から、祖母の養育力、本児への気持ちや養育意欲、祖母と父との関係等についてより丁寧にアセスメントし、支援のプランを立て、本児の養育において生じる可能性があるリスクについて検討しておくべきだった。

〈令和2年6月～10月〉

○センターは、医療機関から通告受理した溺水について、安全配慮不足による事故と判断し、祖母に指導したが、溺水に至った背景について経時的、多面的にアセスメントするべきだった

- ・センターは、溺水について最重度の虐待と判断し、祖母や関係機関等に調査を行った。調査結果をふまえ、祖母が当時0歳の本児と幼児である実子の養育を一人で担い、養育負担が大きくなっ

たことにより、安全配慮不足による事故が起こったとアセスメントし、事故予防の視点からの祖母への指導と、養育負担軽減のための支援を行うこととした。

- ・乳幼児の養育状態のアセスメントにあたって、身長・体重の推移を把握することは重要であり、本児についても、医療機関への搬送時点での身長・体重については把握し、標準範囲内であることを確認したが、出生時や乳児健診時をあわせた経時的な把握はしていなかった。結果、祖母が本児の養育を開始して以降、身長・体重の伸びが鈍化していることを把握できていなかった。
- ・調査では、溺水以外にも誤飲等のネグレクトを疑う状況を把握していたが、本家庭について、安全配慮不足や祖母の養育負担以外のリスクについてはアセスメントできていなかった。
- ・祖母の交際相手が家庭に出入りしていることを把握し、祖母と交際相手の関係性や、家庭への関与について祖母からの聴取は行ったが、交際相手への調査は行っていなかった。

- ⇒・センターは、溺水について事故と判断したとしても、乳児が一時心肺停止になった事態を重く受け止め、祖母の本児への気持ちや養育の負担感、養育状況等、溺水に至った背景について、多面的にアセスメントすべきだった。
- ・客観的な情報をふまえたアセスメントとするため、身長・体重について、時点ではなく、出生時からの経時的な推移をアセスメントに反映させるべきだった。
 - ・多面的なアセスメントに基づき、その後どのように支援するか、何をモニタリングのポイントにするか、本家庭への理解を深めるためにさらに何をアセスメントしていくか等、支援のプランについて具体的に検討すべきだった。
 - ・祖母の交際相手の養育への関与や、家族全体への影響等について、交際相手との面接によりアセスメントするべきではなかったか。

○センターから市への事案送致に際しては、再アセスメントのため個別ケース検討会議の開催が必要だった。その上で、センターは重症度を下げられると判断する理由や支援のプラン等を丁寧に共有すべきだった

- ・溺水についての通告受理後、センターが主担当として本家庭を支援した。溺水については、祖母の養育負担が大きくなり安全配慮が不足し、溺水に至ったネグレクトとセンターは判断していたため、こども未来室や健康づくり推進課と連携しながら家庭内での事故予防に関する指導、祖母の養育負担軽減を図るための保育所入所を促すなどの支援を行った。
- ・センターは、本児が令和2年7月に保育所入所し、日常的なモニタリング体制が確保できたこと、安全配慮不足による重大な出来事が起きていないこと、親族による養育支援が受けられることを確認したうえで、令和2年10月、市への事案送致が適切と判断した。

- ⇒・乳児に重大な事態が起こったことや、祖母が本児の養育を始めた経過、「孫より実子がかわいい」と言っていたこと等をふまえ、支援の中で把握した祖母や家庭の状況、祖母と本児の関係等について、保育所も含めた個別ケース検討会議を開催し、再アセスメントが必要だった。溺水に至った背景についても、祖母の養育負担が大きく安全配慮不足により起こったというアセスメントについてさらに深めておくべきだった。
- ・その上で、事案送致後に主担当となる市と、重症度を下げられると判断する理由、その時点でのリスク、今後生じる可能性のあるリスク、再アセスメントが必要なタイミング、リスクが高まったときにはセンターが協働で対応する等の具体的な支援のプランを丁寧に共有すべきだった。

- ・また、保育所入所が決まった際に祖母が「ずっと一緒にイライラしてしんどかった」と言っていたこと等もふまえ、保育所入所による実際の養育負担軽減に加え、祖母の養育状況や負担感をアセスメントし、祖母に寄り添った支援継続の必要性を十分に共有するべきだった。
- ・さらに、事案送致後も祖母が市の支援を受け入れ、プランに沿った支援を進めるために、事案送致の前に指導委託を行うことも考えられたのではないかと。

※ 指導委託とは

センターが主担当である事案について、市町村に委託して、児童又はその保護者を指導させること。（主担当は変更せず、センターが担う。）

〈令和2年10月〜〉

○市への事案送致後も、祖母の養育負担が大きく安全配慮不足により溺水が起こったというアセスメントは継続された。怪我が続くことについて、安全配慮不足によるネグレクトと判断されたが、再アセスメントと対応が必要だった

- ・令和2年10月、センターは市に事案送致し、主担当は市に変更となった。
- ・令和2年11月以降、保育所登園時に本児に怪我があった際には保育所が祖母に、市役所来庁時に怪我があった際にはこども未来室、健康づくり推進課が祖母に怪我の理由を確認した。祖母が「机で打った」等と説明する怪我や、「(祖母は)見ていなかった」「よく転ぶ」「よくふらつくからどこかでぶつけた」等と祖母が受傷機転を説明できない怪我もあったが、これらの怪我について、安全配慮不足による怪我とアセスメントした。

⇒・怪我が続いたり、受傷機転不明の怪我が見られる状況においては、身体的虐待とネグレクトの両方のリスクを検討する必要があった。

- ・安全配慮不足による怪我の可能性が高い場合であっても、怪我が続いていること自体が子どもにとって安全ではなく、リスクと捉える必要があった。
- ・こども未来室は、保育所で怪我が確認された際等、直接本児の怪我を確認することや、祖母や必要に応じて父とも面接し、再アセスメントの上で、祖母等への指導や支援、モニタリング等のプランの見直しについて検討するべきだった。

〈令和3年6月〜〉

○保育所退所によりリスクが高まるため、個別ケース検討会議を開催し、客観的な情報をもとに、リスクアセスメント、具体的な対応のプランの検討を行うべきだった

- ・保育所の出席状況は、祖母の仕事の休みや、コロナを懸念しての欠席もあったが、幼稚園に通う実子よりも出席が少なく、令和3年5～6月は出席がなかった。
- ・祖母は、退所を希望する理由について、祖母の体調、実子の養育に時間をかけたいこと、本児については、保育所ではなく祖母が仕事の日だけ一時保育を利用しながら愛情を注ぎたいと考えていること、親族支援を受けられること等を述べていた。加えて、こども未来室は保育所が自宅から遠いこともあり、実子の幼稚園と2か所に送迎する負担が大きいと考えていた。
- ・こども未来室は、祖母の養育負担軽減や、本児の安全確認、発達保障のために、保育所等の所属が必要であると判断していたことから、祖母に入所継続を働きかけたが、祖母の退所の意向は強かった。そのため、保育所退所にあたり、家庭訪問や来庁等による月1回の面接、一時保育の利用をすすめる等のプランを立て、祖母とは、定期的に市が本児に会うことを確認した。

- ⇒・本児のみが退所となったが、実子の登園状況との違い等客観的な情報や祖母の発言から、祖母の養育負担や本児への気持ちをアセスメントする必要があった。
- ・保育所退所により祖母の養育負担が大きくなるとともに、日常的なモニタリング機関がなくなり、リスクが高まる状況となる。そのため、個別ケース検討会議を開催し、保育所退所により起こりうる具体的な状況やリスク、介入的な対応が必要になるタイミング等をアセスメントし、見守りの方法や支援についてプランを見直すべきだった。

〈令和3年7月〜〉

○祖母は、市に本児の発達について相談し、市は児童発達支援事業所利用につなげる方針で支援を継続したが、利用につながらなかった。祖母の本児への養育意欲低下も視野に入れたアセスメントが必要だったのではないかと

○祖母の日々の養育への、母子保健と福祉による支援が必要だったのではないかと

- ・令和3年6月末の保育所退所以降、健康づくり推進課は祖母から本児の発達や関わり方について相談を受けていた。児童発達支援事業所への通所は、家庭までの送迎もあり、日頃のモニタリングに加え、祖母の養育負担軽減、本児への関わりについて専門的な助言も可能になるため、祖母に働きかけ、令和3年11月から、児童発達支援事業所を利用できることとなった。しかし、祖母自身の怪我や弁当作りの負担等を理由として、通所は開始されなかった。
- ・令和3年10月、健康づくり推進課は本児の低身長について病院受診の紹介状を祖母に発行したが、受診にはつながらなかった。

- ⇒・祖母は、本児の育てにくさ、発達面の実子との違いについて市に相談していた。年齢があがるにつれて変わる本児の様子、発達の状況、それらについての祖母の受け止めについて、過去からの祖母の言動等とあわせ、丁寧にアセスメントする必要があったのではないかと。実際の養育状況等から、本児への養育意欲の低下についても検討が必要だったのではないかと。
- ・保育所退所後、児童発達支援事業所への通所開始を支援する一方で、さらに育てにくさを感じている祖母に対し母子保健と福祉による日々の養育への支援が必要だったのではないかと。

〈令和4年4月〜〉

○祖母から市に本児についての養護相談があったタイミングで、センターも出席する個別ケース検討会議を開催し、経過、祖母、本児の養育状況、緊急性についてアセスメントを行い、本児の施設入所等措置を含めたプランを検討する必要があった

- ・令和4年4月、祖母は健康づくり推進課に、祖母が精神的にしんどく、本児は児童発達支援事業所に通えていないこと、本児の発達面のしんどさから対応に困っていること、施設入所も考えていることを話した。その後、こども未来室は祖母より、本児の養育のしんどさや、実子に我慢させていること、本児の施設入所を考えていること等を聴取した。こども未来室は、再度の保育所入所等、祖母の養育負担軽減のための提案と、施設入所を進める手続き等を説明した。最終的には祖母が「もう少し頑張る」と話し、祖母が通わせやすい通所先の手続きを進めることとした。
- ・同年6月15日、健康づくり推進課は本児の発達相談を実施し、祖母は本児との意思疎通の難しさ等を相談。祖母と父は児童発達支援センター通所を希望し、同月30日に見学を予定した。

- ⇒・祖母は本児の養育について負担感を述べ、施設入所も考えたいと、本児への拒否感ともとれる発言があった。その真意を的確に捉えるには、相談に至るまでの祖母の発言内容や状況、

客観的な情報をもとに、祖母についてアセスメントする必要があった。また、養育意欲の低下が見られないかなど、本児の養育状況について緊急性をアセスメントすることが必要だった。アセスメントの方法としては、祖母との継続的な面接や、家庭訪問による養育状況の把握、身長・体重の推移等の客観的情報の把握が考えられる。

- ・また、施設入所等の必要性についてセンターを含めた検討はされておらず、祖母による養育を前提とした支援が検討されていたのではないかと。施設入所等の必要性をアセスメントし、プランの検討を行うため、センターも出席する個別ケース検討会議の開催が必要だった。
- ・祖母は、施設入所についての相談の際、本児の育てにくさや発達への不安を話しており、施設入所を進めないとしても、祖母の養育を支えるため継続的な相談、支援が必要であった。

(2) 全体をとおしたアセスメントの課題

○祖母による養育について経時的、総合的なアセスメントが必要だった

- ・祖母が本児の養育を始めた後、溺水という重大な事態が起こったことや、怪我が確認されたこと、保育所に安定して通えず退所したこと、身長・体重の伸びが鈍化していたこと、本児への気持ちや祖母の養育意欲の低下を感じさせる発言、施設入所も考えたいとの養護相談があったこと、これらをリスクとして捉え、それぞれのタイミングで過去の経過をふまえ経時的、総合的に再アセスメントすることが必要だった。
- ・祖母は家庭訪問より来庁を希望したり約束通り来庁しないこと等はあったが、関係機関の関わりに拒否的でなく、自分からしんどさを相談したり、本児に愛情をかけたいとの気持ちを話すこともあった。関係機関は、祖母は本児への負担感を感じつつも支援により本児の養育は可能と捉えていたが、一方で、客観的情報等により実際の養育状況についてのアセスメントが必要だった。

○乳幼児期の身体的な成長発達に関する客観的情報は、養育状況のアセスメントのために重要な情報であり、アセスメントに反映させるべきだった

- ・令和2年2月、祖母が本児の養育を始めた頃は、本児の身長・体重は標準範囲内であったが、その後、本児の身長・体重の伸びは鈍化していた。
- ・本児の養育状況についてのアセスメントが重要であったタイミングは、溺水、センターから市への事案送致、受傷機転不明の怪我があったとき、保育所退所、要対協での協議や重症度の検討のとき、祖母から養護相談を受理したとき等だったが、各機関での身長・体重の計測結果は経時的に評価されず、アセスメントに反映されなかった。
- ・養育環境をアセスメントする重要な情報として、出生時からの身長・体重の推移を経時的に確認していれば、より早い段階で、ネグレクトや祖母の本児への養育意欲の低下について具体的に把握することができたのではないかと。
- ・祖母が健康づくり推進課に本児の発達について相談する中で、本児の低身長を指摘され、病院への紹介状が発行されたが、受診にはつながらなかった。
- ・また、乳幼児の予防接種は感染症予防のため適切な接種時期が定められているが、祖母が本児の養育を始めて以降、予防接種を受けさせていなかった。

⇒・身長・体重の経時的な変化や、紹介された病院への受診、予防接種の接種状況等の成長発達に関する客観的情報と生活環境の変化等を併せて評価し、祖母の本児への気持ちや養育意欲、養育状況がどのようなものであるか、養育環境が本児の成長発達に与えている影響についてアセスメントし、支援のプランを検討すべきだった。

(3) 家庭訪問の必要性についての検討

○家庭訪問の必要性について十分に検討されていなかった

- ・令和2年6月、溺水が起こった後は家庭内での事故予防の観点からセンターとこども未来室、健康づくり推進課が家庭訪問を行ったが、翌月に保育所に入所し、本児の安全確認が日常的に可能になった以降も、安全確認や養育状況の把握が必要なときは、家庭訪問を検討するべきではなかったか。ただし、家庭訪問は原則、保護者の同意が必要であり、家庭訪問の際には目的や必要性を祖母に丁寧に説明し、理解を求める必要があった。
- ・センターは、溺水は安全配慮不足による事故というアセスメントに基づき支援していたが、重大な結果に至った経過をふまえ、家庭内における本児の養育状況を経時的にアセスメントするため、定期的に家庭訪問するべきだった。その上で、家庭訪問の目的や必要性について、事案送致の際、市と祖母に説明しておく必要があったのではないか。
- ・令和3年6月に保育所退所することとなり、本児の安全確認や見守りの方法について検討した際、家庭訪問の必要性について十分に検討されていなかった。本児の安全確認の観点とは別に、養育状況を確認するために家庭訪問を検討する必要があったのではないか。
- ・令和4年4月に祖母から本児の施設入所も考えたいとの相談があった際、祖母と本児の関係や、養育状況を把握する方法として、家庭訪問を検討するべきではなかったか。

2 要対協における関係機関との連携、重症度の変更について

(1) 十分なアセスメントを行い、支援のプランを検討するために、個別ケース検討会議の開催が必要だった

- ・本事案については、関係機関間での随時の情報共有や、市要対協実務者会議での当面の対応に関する協議は行っていたが、個別ケース検討会議の開催が必要と考えられるタイミングで開催されていなかった。
- ・令和2年10月、センターは虐待の重症度を下げることが適当と判断し、市に事案送致したが、乳児の溺水という重大な事態が起こり、最重度の事案としてセンターが継続的に指導していた経過をふまえれば、溺水に至った背景を再アセスメントする機会として個別ケース検討会議を開催し、支援のプランを検討するべきだった。
- ・また、虐待リスクが高まったと捉え、アセスメントと支援のプランを検討するタイミングとして、本児が保育所を退所し日々のモニタリング機関がなくなったときや、怪我が続いたとき、祖母から市に養護相談があったとき等に、個別ケース検討会議を開催するべきだった。

(2) 令和3年12月時点では、「要保護児童」から「要支援児童」への変更については、新たな通所先での状況や、客観的情報等を経時的にアセスメントし、その是非を検討するべきだった

- ・令和3年12月、市要対協（進行管理会議）において、安全配慮不足による溺水のような重大な出来事が起こっておらず、児童発達支援事業所へ通所する見通しのもと、要保護児童から要支援児童に変更された。しかし、実際には通所開始できておらず、本児や祖母の状況をアセスメントしたうえで、重症度変更の是非を検討するべきだった。
- ・また、身長・体重の経時的な状況、怪我が見られたこと等の客観的情報もふまえ、祖母の養育負担や、本児への気持ち、養育意欲の低下について経時的、総合的にアセスメントしていれば、心理的虐待、ネグレクトが続いており、要支援児童に変更する状況ではないと判断できたのではないか。

- ・また、令和4年3月、市要対協（進行管理会議）においては、児童発達支援事業所に通えていないことが続き、怪我も見られていたことから、要保護児童に変更するべきであった。また、個別ケース検討会議を開催し、再アセスメントの上、支援のプランを検討するべきであった。

（3）センターは事案送致後においても、要対協においてより積極的にリスクアセスメントや助言等を行うべきだった

- ・センターは、要対協において専門的なアセスメントや助言等が求められている。本事案のように、重症度が高い事案としてセンターが継続的に指導していたケースや、3歳未満で所属がないケースの場合等、リスクの高まりを慎重に見守る必要があるケースについて、重症度を下げる際は丁寧なリスクアセスメントと支援のプランへの助言等をするべきである。
- ・本事案は、センターが最重度として継続した指導を行い、市へ事案送致したケースであり、センターはその後の要対協においても、より積極的にリスクアセスメントや助言等を行うべきだった。

3 富田林市の組織・体制、人材育成における課題

（1）こども未来室における職員1人あたりの担当ケース数の多さ

- ・富田林市において、令和3年度末時点で実際に地区担当員として虐待相談対応を行う職員は7人で、1人当たりの虐待相談対応件数が138件となっていた。また、地区担当員は、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等の業務も担っており、組織全体の業務負担としても過度な状況であったのではないかと考える。そのため、個々のケースについて丁寧にアセスメントすることや、ケースの状況によっては個別ケース検討会議を開催して支援のプランを検討すること、また、プランに基づき実際の保護者との面談や家庭訪問等、きめ細やかに対応することが極めて困難であったと考える。加えて、職員の負担が大きくなると、リスクを軽く捉えるバイアスが働きやすい状況にもなり、虐待対応体制として十分に機能することは難しい状況だったのではないかと考える。地区担当員については、増員が不可欠であると思料される。
- ・さらに、令和4年度当初、スーパーバイザーも、地区担当員として一部の地域を担当しており、スーパーバイザーとしての役割を十分に果たすことが難しかったのではないかと考える。適時に援助方針会議を持つなど、地区担当員を適切にスーパーバイズできるように、複数のスーパーバイザー配置や外部のスーパーバイザーによる助言指導等、スーパーバイズの体制強化が必要と思料される。

（2）健康づくり推進課における多岐に渡る事業と体制の課題

- ・近年、母子保健事業は、産後ケア事業や産婦健診、新生児聴覚検査への助成、乳幼児健診時の視力屈折検査の導入など新規事業が多く、保健師の業務量が増大している。また、コロナ禍以降は、コロナワクチン関連施策の応援や、母子保健事業について感染対策を講じて実施する等、さらに事業や業務が増え、実質ケースの支援に関わる保健師が減っている状況であった。
- ・マンパワー不足により、不適切な養育や虐待を予防するための支援が必要な家庭や子どもについて、経時的、総合的にアセスメントを行う時間が十分につけられない状態だったのではないかと考える。さらに、実際の子育てに関する支援や発達相談、特に育てにくさや発達の不安を抱える養育者、虐待を行っている養育者への支援をきめ細やかに行うことができる体制ではなかったのではないかと考える。

IV 再発防止に向けた取組 ～具体的な方策～

1 状況変化に応じた適切なアセスメントと対応を行うための取組

(1) 経時的、総合的なアセスメントと再アセスメントの重要性、アセスメントの際の視点

- ・子どもの受傷等の調査において事故と判断することはあるが、その場合においても、多面的、経時的にアセスメントすることや、そのアセスメントを深めていく観点を持つことが重要である。
- ・特に、センターは、重症度の高い通告を受理し、親子分離も含めた対応を判断する児童福祉の専門機関である。医療機関等からの通告等、重症度の高い事案を受理し、調査の結果、事故と判断した場合においても、関係機関からの情報や、身長・体重の推移等の客観的な情報をふまえながら、経時的、総合的にアセスメントしていくことを徹底するべきである。

《アセスメントの際の視点》

○保育所等の出席状況、怪我の状況、身長・体重の推移等、客観的な情報をふまえること

- ・子どもや保護者についてアセスメントを行う際、客観的な情報をふまえて判断することは、的確なアセスメントと支援のプランの検討のために重要である。客観的な情報としては、保育所等の出席状況、怪我の状況、身長・体重の推移、予防接種の接種状況等が考えられる。

○特に乳幼児は身長・体重等を経時的に把握し、環境の変化等と照らし合わせ、経時的、総合的にアセスメントすること

- ・乳幼児の身長・体重や予防接種の接種状況の経時的な情報は、子どもの健康状態を把握するとともに、ネグレクトや心理的虐待のリスクアセスメントを行う際の重要な情報となる。見た目の印象や時点の情報だけで子どもの状態を判断せず、身長・体重等を経時的に把握し、子どもに起こっている出来事や環境の変化と照らし合わせ、経時的、総合的にアセスメントすることが重要である。

○新たに心配な情報や通告受理した際には、過去のアセスメントをふまえ再アセスメントすること

- ・子どもの成長発達や様子の変化に伴い、子どもと保護者の関係が変化し、保護者の養育負担が大きくなり、虐待リスクが高まることがある。また、家族関係や家庭の状況は変化するものである。新たに心配な情報や虐待通告を受理した際には、子どもや保護者等の言動、生活環境、心身の状況等について、客観的な情報を含め改めて調査し、過去のアセスメントをふまえて経時的、総合的に再アセスメントすることは重要である。
- また、子どもと保護者の関係や生活状況等の変化に気づくため、子どもの年齢や発達等によって再アセスメントを行うタイミングや方法を予め検討しておくことも有効である。

○子どもの視点に立ち、子どもの安全・安心な発達の観点から、具体的なリスク、保護者や養育環境をアセスメントすること

- ・子どもの成長発達にとって、保護者がどのような姿勢で子どもの安全、安心を図りながら養育しているかは非常に重要である。心配な情報が入ったときには、子どもの視点に立ち、子どもの安全・安心な発達の観点から、子どもの安全や子どもの傷つき等をアセスメントすることが必要である。
- ・ネグレクトについては、食事等基本的な世話ができていない状況、放置する等子どもの年齢や発達に応じた養育ができていない状況、安全配慮不足による怪我が多い状況等があるが、子どもから見て具体的にどのようなリスクがあるかに焦点をあてることが重要である。怪我については、小さな怪我であったり、安全配慮不足による怪我であったとしても、怪我が続く場合は、子どもが安全でない状況と捉え、子どもの様子や保護者の養育状況等をアセスメントする必要がある。

- ・保護者の交際相手等が家庭に出入りしている等、養育に関わっている場合は、保護者や、必要に応じて交際相手等にも直接調査し、子どもや保護者との関係、子どもや家族全体への影響についてアセスメントすることが必要である。

(2) 保護者の発達への不安や、育てにくさの相談への丁寧な支援の充実

- ・乳幼児期における子どもの発達への不安や育てにくさは、様々な要因があるものの、保護者にとっては日々の養育のしんどさや負担につながるものであり、不適切な養育や虐待を予防するためには、状況に応じた支援が必要である。自ら支援を求めない保護者もいるが、気持ちに寄り添いながら保護者と関係を形成し、子どもや保護者のアセスメントの上、支援につなげることが重要である。そのためには、妊娠期からの支援が必要であり、母子保健が重要な役割を果たすこととなる。また、要対協における支援対象児童等となる場合には、母子保健と福祉が情報共有し、具体的な支援につなげることが必要である。

(3) 家庭訪問によるアセスメントの検討

- ・要保護児童等の家庭への訪問は、子どもの安全確認や、養育環境、保護者と子どもの関係性の把握等、様々な目的や必要性により行われる。
- ・所属等があり日常的なモニタリングができるものの、安全配慮不足による怪我や放置の疑いがある場合等も家庭訪問を行い、家庭内の状況を直接確認する必要がある。また、所属等がないため日常的なモニタリングができない場合、虐待リスクの内容により安全確認の頻度や方法を具体的に検討するが、安全確認や養育状況の把握のために、家庭訪問は重要な方法である。
- ・いずれの場合においても、家庭訪問が必要な場合には、その目的や頻度、家庭訪問で確認するポイント等を明確にする必要がある。その上で、保護者に家庭訪問の目的等を丁寧に説明し、理解を求め、同意を得ることが重要である。
- ・一方で、状況は様々であるが、保護者が家庭訪問に同意しない場合、その理由をアセスメントすることは、保護者の理解を深め、適切な支援のために大切である。また、家庭訪問の目的を明確に伝えても家庭訪問に同意しない場合、その目的を果たせず、子どもを見守る体制が不安定であると捉えられることから、リスクアセスメントの材料の一つとする。家庭訪問が必要であるにも関わらず同意しない場合の対応について、予め検討しておくことも必要である。
- ・市町村が家庭訪問を行っても子どもの安全確認ができない等、子どもの安全が疑われる場合には、市町村はセンターに事案送致し、立入調査の検討も含めたセンターの対応が必要である。

(4) 養護相談を受理した際のアセスメントをふまえた対応

- ・子どもを施設等に預けたいと保護者が考える状況は、入院等により実際に養育できない場合から、子どもの養育に何らかのしんどさや不安がある場合等様々であるが、施設等に預けたいと考える理由や状況をアセスメントし、適切な対応につなげることが、保護者の不安軽減や、子どもの安心できる生活につなげるために重要である。
- ・養護相談を受理したときは、支援中のケースであっても再度調査し、保護者の話す内容や、関係機関への調査、客観的情報から、施設入所等の必要性や緊急性についてアセスメントし、そのアセスメントをふまえた対応が必要である。また、「預けたい」という相談であっても、子どもへの拒否感や養育のしんどさを強く訴えているなど、内容により虐待通告と捉えた対応が必要な場合もある。

- ・加えて、実際には施設入所等に至らなかった場合も、預けたい気持ちになった経過をふまえ、その後の支援のプランを検討する必要がある。

2 要対協における適切なアセスメントやプラン検討のための取組

(1) 適時適切な個別ケース検討会議の開催

- ・個別ケース検討会議は、日ごろから子どもや家族に関わる所属等の関係機関が出席し、多角的視点から共同アセスメントと具体的な支援や対応のプランを検討するために重要であり、適時適切に開催することが必要である。
- ・最重度・重度のケースや過去の経過からリスクが高いと判断され、センターが主担当として継続的に指導していたケースのうち、リスクが下がったと判断して事案送致をするときは、所属等を含めた個別ケース検討会議を開催し、共同アセスメントと支援のプランの検討を行うことが必要である。センターのアセスメントや判断は、支援の方向性に大きな影響を与えるため、重症度を下げられると判断する理由、その時点でのリスク、今後生じる可能性のあるリスク、再アセスメントが必要なタイミング、協働対応が必要な場合等の具体的な支援のプランを丁寧に共有する必要がある。
また、保護者が市町村による支援を受け入れ、プランに沿った支援を進められるよう、市町村に指導委託し、センターが主担当として市町村と協働で支援した後に事案送致することも考えられる。
- ・加えて、家族や子どもの状況に変化があったとき等、リスクが高まったときの開催が重要であり、「虐待リスクが高いケースとして認識すべき事項」をチェックし、開催の基準を参照して要否を検討することを徹底されたい。

(2) 重症度に応じたアセスメントやプラン検討のための方策

①重症度に応じたアセスメントやプラン検討の重要性と、実務者会議における工夫やルール化

- ・要保護児童等について、リスクが高いケースや、変化がありリスクが高まったと考えられるケースについてリスクアセスメントを頻度高く実施することは、適切な支援や対応のために重要である。
- ・例えば、最重度・重度等重症度の高いケースや、3歳未満の乳幼児、所属のない児童、怪我があった等状況の変化が大きいケースは、実務者会議における協議の頻度を月1回としたり、次の進行管理会議を待たずに協議するなど、より高い頻度でアセスメントと支援のプランを検討することや、次に検討する時期を決めておく等の工夫やルール化が必要ではないか。
- ・また、実務者会議では、過去の対応経過等、経時的情報が把握できる資料様式の工夫等により情報共有を行い、経時的、総合的にアセスメントできることが必要である。

②重症度を下げたり、要保護児童から要支援児童への変更を検討する際の重要な事項

- ・重症度を下げたり、要保護児童から要支援児童への変更を検討する際に、重要な事項を確認することをルール化し、総合的な判断により重症度を下げる是非を検討することが必要である。検討の結果、心配な情報に気付き、重症度を下げない、もしくは上げることも考えられる。
- ・具体的には、所属等があるか、出席状況はどうか、怪我の状況はどうか、乳幼児の身長・体重の推移等がどうかなどを総合的に判断し、重症度を下げる是非を検討することが考えられる。また、子どもや保護者の状態については、保護者からの聴取内容や、担当者と保護者の関係性等の主観的情報だけでなく、所属での子どもの様子等の客観的情報によりアセスメントすることが必要である。
- ・加えて、要保護児童から要支援児童に変更するときは、虐待の再発の可能性が残っているがその時点で虐待のリスクが低いかどうか、要対協におけるアセスメントや支援のプラン検討の頻度を下げてもよい状況かどうかを検討することが留意点になる。

- ・また、重症度を下げるときや要保護から要支援に変更するときには、どのようなことがあれば再度重症度を上げるかについて具体的に確認しておくことが重要である。

(3) センターが要対協において役割を果たすための取組の強化

- ・要対協において、センターは専門的見地から、的確なリスクアセスメントと支援のプランへの助言等を行う役割が求められている。
- ・センターが要対協においてその役割を果たすため、専門性の維持、向上とともに、市町村支援担当児童福祉司を中心に要対協の効果的・効率的な運営について市町村と協議、支援していくことや、実務者会議には、児童福祉司スーパーバイザーが原則出席し、助言することの徹底等、取組の強化が必要である。

3 市町村における児童虐待対応の専門性の向上と体制の充実・強化

(1) 市町村職員の専門性向上のための府の支援の強化

- ・アセスメントにおいては様々な情報の中から重要な情報に着目し、適切なリスクアセスメントを行う専門性が求められるため、実践に活かせる研修を充実させ、専門性の向上を図る必要がある。また、相談担当者へのスーパービジョンや組織的判断を担うスーパーバイザーへの研修も重要である。
- ・現在、府においては、法定研修である要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を市町村職員スキルアップ研修と兼ねて実施することに加え、府独自で指導的役割を担う職員を対象に市町村スーパーバイザー研修、センター受け入れ研修を実施している。今年度、更なる支援の強化として市町村職員向けの研修動画作成に取り組んでいる。
- ・研修動画は、多忙な虐待対応現場において、随時つまり隙間時間を利用して受講できること、反復学習が可能であることなどの利点を有している。特に、知識や技術等の定着を図るためには繰り返し研修を受講することが重要であり、府は、市町村において動画研修が十分に活用されるよう、効果的な活用方法を具体的に示す等して活用を促進するとともに、活用状況や研修の効果などについて市町村からフィードバックを得る等により、市町村職員の専門性の向上や日々の実践に活かせるよう内容の充実を図る必要がある。

(2) 児童虐待対応を担う組織の体制とスーパービジョン体制の強化

- ・複雑で多様な児童虐待相談対応においては、人員確保が不可欠であり、市町村それぞれにおいて相談対応件数に見合った人員を確保し、体制強化することは喫緊の課題である。
- ・また、児童虐待相談対応を行う職員は適時適切にスーパービジョンやOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を受けることが重要である。市町村職員の専門性の向上、相談対応力の向上のためには、研修の実施、受講だけではなく、専門職の任用やスーパーバイザーの配置を進める等、組織としての相談体制強化が不可欠である。
- ・市町村児童家庭相談担当職員や市町村におけるスーパーバイザーについては、国からその配置基準が明確に示されていないことから、府は、市町村児童家庭相談の体制整備に必要な配置基準の法令上の明確化、財政措置について、引き続き国に要望すべきである。

(3) 市町村母子保健主管課における児童虐待の発生予防と早期発見のための体制強化

- ・市町村母子保健主管課は、母子の健康の保持増進に関する施策を講ずるにあたり、児童虐待の発生予防、早期発見、対応に資することに留意し、その施策を通じて母子保健の理念が具現されるよう配慮

することが求められている。

- 児童虐待が発生する一因として、子どもの育てにくさがあるが、子ども自身の発達状況に起因するものや保護者の養育能力や意欲に起因するもの等様々である。児童虐待の発生予防と早期発見、適切な対応（被虐待児の健康面のアセスメントや家族への支援等）を図るためには、保健師が保護者や子どもに寄り添いながら保護者と関係を作り、アセスメントを行い、サービスにつないだり、丁寧に子育てへの支援を行うことが必要であり、そのための母子保健活動や保健師の役割は非常に重要である。
- 一方で、市町村母子保健主管課は、多くの母子保健事業をかかえ、感染症流行の際には感染防止への対応も求められる等、業務過多の状況である。児童虐待の発生予防や早期発見、その後福祉と連携し支援していくためには、保健師を増員するとともに、専門性向上のための研修体制を充実させるなど市町村母子保健の体制強化が不可欠である。
- このため、母子保健を担当する保健師の人員体制確保のための財政措置について、国に要望するべきである。

V 国への提言

○市町村児童家庭相談担当者の配置基準の法令上の明確化

児童福祉関係法令において、児童相談所の児童福祉司（スーパーバイザーを含む）については配置基準が明記されているが、市町村児童家庭相談担当職員の配置や市町村におけるスーパーバイザーの位置づけについては示されていない。また、国は、児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、市町村が設置する子ども家庭総合支援拠点については最低配置人員を示し、補助金による財政的支援を行っているが、専門性のある人材育成のためには繰り返しの研修受講、経験の蓄積等が必要であり、専門職の常勤職員を確保する必要があると考える。そのため、市町村児童家庭相談担当者の常勤職員を確保するための方策を講ずるとともに、必要な職員配置を担保するため、配置基準についても児童福祉関係法令に明記されたい。また、スーパーバイザーについても常勤職員を確保するための方策を講ずるとともに、配置基準について法令上の明確化を図られたい。さらに、職員の確保に係る財政措置をお願いしたい。

○市町村母子保健を担う保健師の人員体制確保のための措置

市町村の母子保健を担う保健師の配置人数等の基準については、具体的に示されたものはない（地方交付税により措置されている母子保健担当職員は、令和4年度において市町村の標準団体（人口10万人）につき1人とされている。）が、次世代を担う児童の健全育成のため母子保健の担う役割は年々増大しており、体制強化は必須である。母子保健の専門性を活かした児童虐待の発生予防、早期発見等、極めて重要な役割を担っている。妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母子保健施策を通じた虐待の発生予防等を図るため、市町村の母子保健を担う保健師について実態に即した人員体制が確保できるよう、財政措置をお願いしたい。

○実効性ある要対協運営のための指針の明確化

センターや市町村における児童虐待対応件数の増加に伴い、実務者会議における支援対象児童数が年々増え、管理ケースは膨大になっている。市町村要対協においては、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」に基づき運営を行っているが、市町村要対協の実態を反映し、重症度の高いケースや乳幼児等、事案に応じた必要な協議ができるよう、支援対象児童等についての協議の考え方や開催頻度、また、都道府県による市町村要対協への支援のあり方等、実効性のある具体的な運営方法について同指針で示していただきたい。

VI 参考資料

1 大阪府富田林子ども家庭センターについて

(1) 組織体制

[令和4年度(令和4年4月1日現在)]

① 企画調整課

- 【主な業務内容】**
- ・総務関係
 - ・配偶者暴力相談支援センター

所長	－	企画調整課長(行政職)	
		総括主査(児童福祉司)	1人
		副主査(行政職)	2人
		主事(行政職)	1人

② 相談対応課

- 【主な業務内容】**
- ・虐待相談についての調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定並びにこれに基づく必要な指導
 - ・養護相談・非行相談についての調査及び必要な指導
 - ・施設入所に係る措置及び委託並びに児童の送致
 - ・青少年相談に関すること

所長	－	次長兼相談対応課長(児童福祉司)	
		総括主査(児童福祉司)	3人
		総括主査(児童心理司)	1人
		主査(児童福祉司)	3人
		副主査(児童福祉司)	3人
		副主査(児童心理司)	1人
		副主査(保健師)	1人
		技師(児童福祉司)	9人
		技師(児童心理司)	3人

③ 育成支援課

- 【主な業務内容】**
- ・施設入所中及び里親委託中の児童の育成支援
 - ・施設入所中及び里親委託中の児童と家族の再統合支援
 - ・障がい相談(療育手帳の判定、障がい児入所施設に関すること)

所長	－	育成支援課長(児童福祉司)	
		課長補佐(児童心理司)	1人
		総括主査(児童福祉司)	2人
		主査(児童福祉司)	1人
		主査(児童心理司)	1人
		副主査(児童福祉司)	2人
		副主査(児童心理司)	1人
		技師(児童福祉司)	9人
		技師(児童心理司)	3人

④ 生活福祉課

- 【主な業務内容】 ・南河内郡における生活保護、生活困窮者に係る相談、調査、措置等に関すること
・南河内郡におけるひとり親家庭及び寡婦にかかる措置、母子父子自立支援員の業務

所長	－	生活福祉課長（社会福祉主事）	
		総括主査（社会福祉主事）	1人
		主査（社会福祉主事）	2人
		副主査（社会副主事）	1人

[令和3年度（令和3年4月1日現在）]

①企画調整課

所長	－	企画調整課長（行政職）	
		総括主査（児童福祉司）	1人
		総括主査（行政職）	1人
		副主査（行政職）	2人

②相談対応課

所長	－	次長兼相談対応課長（児童福祉司）	
		総括主査（児童福祉司）	3人
		総括主査（児童心理司）	1人
		主査（児童福祉司）	3人
		副主査（児童心理司）	2人
		技師（児童福祉司）	10人
		技師（児童心理司）	1人
		技師（保健師）	1人

③育成支援課

所長	－	育成支援課長（児童福祉司）	
		課長補佐（児童心理司）	1人
		総括主査（児童福祉司）	2人
		総括主査（児童心理司）	1人
		副主査（児童福祉司）	3人
		技師（児童福祉司）	7人
		技師（児童心理司）	3人

④生活福祉課

所長	－	生活福祉課長（社会福祉主事）	
		総括主査（社会福祉主事）	1人
		主査（社会福祉主事）	1人
		副主査（社会副主事）	1人

[令和2年度(令和2年4月1日現在)]

①企画調整課

所長	—	企画調整課長(行政職)	
		総括主査(児童福祉司)	1人
		総括主査(行政職)	1人
		副主査(行政職)	1人
		主事(行政職)	1人

②相談対応課

所長	—	次長兼相談対応課長(児童福祉司)	
		総括主査(児童福祉司)	3人
		総括主査(児童心理司)	1人
		主査(児童福祉司)	1人
		副主査(児童福祉司)	1人
		副主査(保健師)	1人
		技師(児童福祉司)	9人
		技師(児童心理司)	2人

③育成支援課

所長	—	育成支援課長(児童福祉司)	
		課長補佐(児童心理司)	1人
		総括主査(児童福祉司)	2人
		総括主査(児童心理司)	1人
		副主査(児童福祉司)	3人
		技師(児童福祉司)	5人
		技師(児童心理司)	2人

④生活福祉課

所長	—	生活福祉課長(社会福祉主事)	
		総括主査(社会福祉主事)	1人
		副主査(社会副主事)	1人
		技師(社会福祉主事)	1人

(2) 虐待相談対応の件数等（令和3年度～令和元年度）

①虐待相談対応 対応別件数

対応	令和3年度	令和2年度	令和元年度
児童福祉施設入所	17件	32件	49件
里親委託	0件	2件	1件
面接指導	1,238件	1,282件	1,542件
その他	302件	415件	337件
合計	1,557件	1,731件	1,929件

②虐待相談対応における一時保護開始件数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
所内一時保護	87件	73件	97件
委託一時保護	65件	86件	65件
一時保護計 (うち職権保護)	152件 (133件)	159件 (152件)	152件 (133件)

③立入調査・警察への援助要請

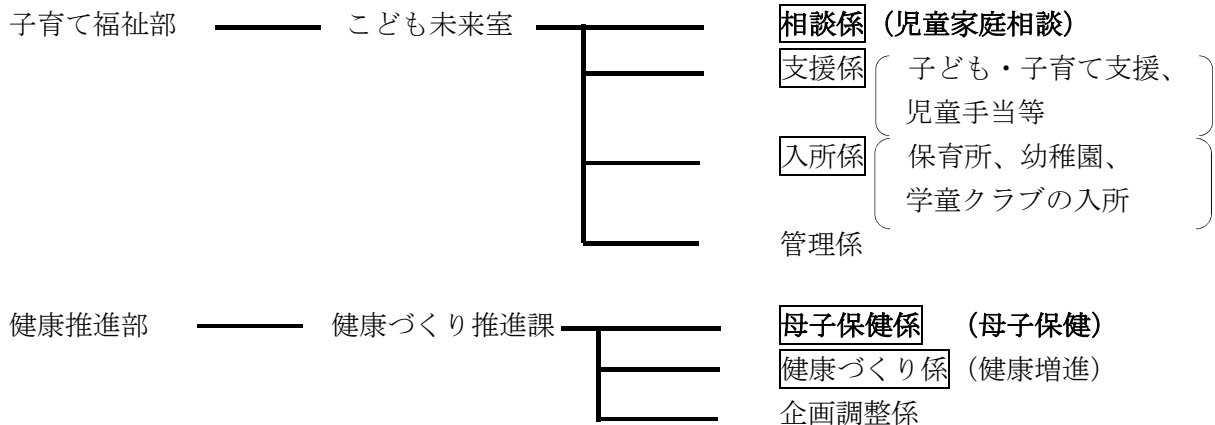
	令和3年度	令和2年度	令和元年度
立入調査	1件	2件	5件
警察への援助要請	2件	2件	8件

④法的対応

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
児童福祉法第28条請求件数 (内更新件数)	10件(8件)	6件(3件)	15件(3件)
承認件数 (内更新件数)	7件(7件)	8件(2件)	9件(4件)
親権停止請求件数	1件	0件	0件
承認件数	1件	0件	1件

2 富田林市の組織及び要保護児童対策地域協議会調整機関について

(1) 組織について



(2) こども未来室相談係について

1 職員構成

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
職員数	12人	12人	10人	9人
・うち常勤／非常勤の数	常勤8人/ 非常勤4人	常勤8人/ 非常勤4人	常勤6人/ 非常勤4人	常勤6人/ 非常勤3人
・うちスーパーバイザー数	2人	2人	2人	2人
・うち虐待相談担当職員数	7人	7人 ・1年目2人 ・2年目1人 ・3年目0人	6人 ・1年目1人 ・2年目0人 ・3年目2人	5人 ・1年目0人 ・2年目2人

虐待相談担当職員一人あたりの担当件数 138件

※ 令和3年度養護（虐待）相談件数を虐待相談担当職員数で除した数字。

2 相談件数（令和3年度）

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
児童家庭相談件数	1,512件	1,433件	1,346件
・養護（虐待）相談	966件	967件	913件
・養護（その他）相談	439件	394件	359件
・保健相談	0件	0件	0件
・育成相談	40件	23件	24件
・障がい相談	58件	49件	49件

3 事案送致

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
富田林子ども家庭センターからの事案送致	50件	50件	50件
子ども家庭センターへの事案送致	15件	14件	7件

(3) 健康づくり推進課の職員体制（令和4年度～令和元年度）

		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
職員数		常勤24人 (うちコロナワクチン 担当専任4人、併任 7人)	常勤21人 (うちコロナワクチン 担当専任1人、併任 4人)	常勤19人	常勤19人
・うち スーパー バイザー数	母子保健係	1人	1人	1人	1人
	健康づくり係	1人	2人		
・うち 地区担当 保健師数	母子保健係	7人	7人	8人	7人
	健康づくり係	5人	5人	5人	5人

※健康づくり係は、成人保健事業と母子保健事業の地区担当も担う。

(4) 富田林市要保護児童対策地域協議会について

1 基本情報

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
職員数	12人	12人	10人	9人
台帳登録数	966人	967人	913人	809人
・うち特定妊婦数（前年度末）	46人	55人	47人	47人
・うち要支援児童（前年度末）	428人	320人	245人	146人
・うち要保護児童（前年度末）	492人	592人	621人	616人
市内人口（前年度末日現在）	108,514人	109,650人	110,698人	111,628人
市内児童人口（前年度末日現在）	14,963人	15,207人	15,630人	15,942人

2 支援について（令和3年度～令和元年度）

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
代表者会議開催数	1回	1回	1回
実務者会議（新規受理会議）	12回	12回	12回
実務者会議（進行管理会議）	3回 (延べ4日)	3回 (延べ3日)	3回 (延べ3日)
個別ケース会議開催数	42回	51回	41回
外部専門家等の活用状況	無	無	無

3 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会（以下「点検・検証部会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第二条 点検・検証部会は、大阪府社会福祉審議会管理要綱第2条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項の点検や検証等を行うこととする。

- (1) 子ども家庭センター業務について点検・調査し、必要に応じ助言する。
- (2) 子ども家庭センター一時保護所業務について点検・調査し、評価する。
- (3) 児童虐待による死亡事例（心中を含む）等について調査、分析及び検証し、その結果や再発防止のための提言をまとめ、府に報告する。
- (4) (3)による提言の実施状況について点検・評価を行う。

(点検・検証部会の構成等)

第三条 点検・検証部会の委員は、児童福祉専門分科会に属する委員の一部並びに弁護士、学識経験者等により構成するものとする。

2 点検・検証部会に、点検・検証部会の委員の互選による会長1名を置くものとする。

(点検・検証部会の開催等)

第四条 点検・検証部会の開催は、次の各項に掲げる方法で行う。

- (1) 点検・検証部会は、会長が招集するものとする。
- (2) 点検・検証部会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができないものとする。
- (3) 点検・検証部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(点検・検証部会の公開)

第五条 点検・検証部会は、大阪府社会福祉審議会管理要綱第5条第2項に基づき、審査部会の公開について次の各項に掲げる事項により定める。

- (1) 点検・検証部会は、非公開とする。ただし、児童虐待事例等の点検・検証に関して専門的知見を有する者が傍聴を希望し、部会長が認めた場合は、別に定めるところにより、部会を傍聴することができる。
- (2) 非公開とする理由
点検・検証部会では、児童等の住所、氏名、年齢、成育歴、身体及び精神の状況等個名のプライバシーに関する情報が把握された中で、子ども家庭センターの措置等について、より専門的な見地から助言等意見を聴くこととなるため。

(報酬)

第六条 点検・検証部会の委員に係る報酬等の取り扱いについては、大阪府社会福祉審議会条例（平成12年3月31日条例第9号）によるものとする。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

4 審議経過

令和4年7月20日（第1回会議）

- ・ 事案概要の報告、検証の方法、今後のスケジュールについて

令和4年8月24日（第2回会議）

- ・ 関係機関の対応経過に関するヒアリング

令和4年9月29日（第3回会議）

- ・ 関係機関の対応経過に関するヒアリング、問題点・課題の整理

令和4年11月24日（第4回会議）

- ・ 関係機関の対応経過に関するヒアリング、問題点・課題の整理、再発防止に向けた具体的な方策について

令和4年12月22日（第5回会議）

- ・ 報告書検討、再発防止に向けた具体的な方策について

5 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会委員名簿

大久保 圭策 大久保クリニック 医師

加藤 曜子 流通科学大学 名誉教授

◎才村 純 東京通信大学 名誉教授

佐藤 拓代 公益社団法人 母子保健推進会議 会長

峯本 耕治 特定非営利活動法人 T P C 教育サポートセンター代表／弁護士

（◎は部会長、敬称略、50音順）